

せり売りの告示

せり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり告示する。

令和 7年 5月13日

岩見沢市長 松 野 哲

1 せり売りの件名、執行する日時及び場所

- ① 件名 令和7年度 検定期間満了量水器売却
- ② 日時 令和 7年 6月12日（木） 午前10時00分
- ③ 場所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 庁舎2階 会議室2-2

2 売却物件

水道メーター等

φ13mm(4,848個) φ20mm(338個) φ25mm(48個) φ40mm(39個)
φ50mm(21個) φ75mm(5個) φ150mm(2個)

合計 5,301個

(※1 通信ケーブル・隔測メーターは買受価格に含むものとします。)

(※2 量水器本体については、計測器と外装部分は分別しない状態での売却とします。)

(※3 物件引取時に使用した収容袋と同等の収容袋を、同数納品していただきます。)

3 最低売却価格

せり売り開始価格 1,297,000 円 (消費税及び地方消費税抜き価格)

4 売却物件の資料閲覧場所及び閲覧期間

- ① 閲覧場所 岩見沢市オフィシャルホームページ内
- ② 閲覧期間 令和 7年 5月16日（金）～令和 7年 6月 4日（水）

5 せり売りに参加する者に必要な要件

- ① 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 過去2年間、施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当する者でないこと。
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者をいう。）又は、暴力団員が経営を実質的に支配している会社等でないこと。
- ④ せり売りへの参加申込みを行った者又はその代理人であること。
- ⑤ 国税及び市町村税に未納がないこと。

6 せり売り保証金 免除

7 契約書の作成の要否 否

8 せり売り参加申込先及び期限

- ① 申込先 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所 水道部業務課 管理係
- ② 申込期限 令和 7年 6月 4日（水） 午後5時まで
- ③ 申込書類 1) せり売り参加申込書 （様式1）
2) 誓約書 （様式2）
3) 納税証明書

ア：「国税に未納がないことの証明書」及び「市町村税に滞納が無い事の証明書」を提出して下さい。

※ 国税の場合、法人にあっては法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税（「その3の3」）、個人にあっては所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税（「その3の2」）に係る証明が必要です。

イ：証明書は申込日前3カ月以内に発行されたものに限りします。

4) 委任状

- ④ 申込方法 ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入押印の上、市役所水道部業務課管理係（㊟番窓口）に持参してください。
(郵便又は、FAX による参加申込みは認めません。)

⑤ 参加申込受理証の交付

申込書の審査後、適格者には参加申込受理証を交付します。

9 説明会及びせり売りの日時及び場所

1. 説明会

- ① 日時 令和 7年 6月10日(火) 午前10時00分
- ② 場所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 庁舎2階 会議室2-2

2. せり売り

- ① 日時 令和 7年 6月12日(木) 午前10時00分
- ② 場所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 庁舎2階 会議室2-2

10 せり売り当日の流れ等

- ① 受付順に番号札の机に着席し、参加者が代理人である場合には着席前に委任状(様式3)を提出していただきます。
- ② せり売りの方式は、最低売却価格をせり売り開始価格とし、競い上げ方式とします。
- ③ 参加者による金額の提示は口頭で金額を宣言することにより行うものとします。
この際、宣言金額は消費税及び地方消費税を除いた額としてください。
- ④ 金額を宣言する場合は番号札を上げ、執行者の指示の後宣言してください。
- ⑤ せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示いたしますので、その指示に従って宣言してください。なお、一度宣言した金額は撤回できません。
- ⑥ 2回目以降、同時に複数の方が番号札を挙げた場合には、番号札を挙げた方の中で若い番号の順番に金額の宣言の指示を執行者が行いますのでその指示に従ってください。以後これを繰り返します。
- ⑦ 番号札を挙げる方がなくなった時点で、執行者はその時点の金額と最高額提示者の番号を呼び上げるとともに、それより高い金額を提示したい方は番号札を挙げるよう指示します。それでも札を挙げる方がいない場合は、せり売りを終了いたします。

11 買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。

終了時点での提示金額に消費税及び地方消費税を加えた額を売却価格として納付書(請求書)を作成しお渡しいたします。

12 せり売りの無効

本公告に示した「5 せり売りに参加する者に必要な要件」を満たしていないものが宣言した金額は無効とします。

13 売却代金の納入期限

- ① 納入期限 令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)

上記の納入期限までに、指定金融機関で納付してください。

14 売却物件の引き渡し及び引き取り

- ① 引き渡し 代金の納入をもって引き渡し可能となります。

- ② 引き取り 売却物件は、代金納入日から令和 7 年 7 月 9 日(水) までにお引き取り
ください。搬出に当たっては、水道部業務課担当と連絡をとり、調整を行
ってください。引き取りに当たっての積込の諸費用及び運搬費用は買受人
の負担とします。

15 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令又は岩見沢市契約規則
に基づき処置することとします。

○問合せ先

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号

岩見沢市水道部業務課 (担当：山本)